

空家活用考えてみませんか！？

～移住者向け住宅確保のための空家活用補助・老朽危険空家除却補助制度のご案内～

西粟倉村に空家をお持ちのみなさん。

今後の空家の管理についてどう考えられていますか？ 空家対策特別措置法のこと、固定資産税のこと、空家にも管理の義務が伴う時代になっています。

一方、西粟倉村では、百年の森林構想やローカルベンチャー推進の取組などが注目され、全国から移住して来られる方が増えており、住宅が不足している状況にあります。

このような状況にあるため、村では所有者のみなさんに活用・整理に向けた検討をしていただくきっかけとして、いくつかの支援パッケージを用意しました。

みなさんの決断で、みなさんの財産管理が少しでも楽になったり、空家を活用する事で村が元気になればと考えています。ご検討をよろしくお願いいたします。

※予算確保、住宅の状況などにより、ご希望にそえない場合があります。このチラシでは概要のみを載せております。詳しくは「西粟倉村移住者定住住宅総合確保事業補助金交付要綱(パッケージ①)」「西粟倉村老朽危険空き家除却補助事業補助金交付要綱(パッケージ②)」によります。また、権利関係の調整等は申請される所有者または代表者に行っていただきます。

パッケージ①

村補助で改修を行い賃貸物件として活用

<内容>

1. 改修費・片付け費を最大145万円まで補助
躯体・上下水道設備改修 75万円以内
造作・付帯設備改修及び片付け 45万円以内
下水道整備 30万円以内
2. 改修のための調査設計費を補助
(1)の補助額の10分の1を限度額とする
3. 所有者と改修事業者との仲介費用を2万円まで補助

<条件>

1. 10年以上賃貸の用に供し、契約は所有者・利用者間で行う
 2. 家賃は2万円を基準に、利用を妨げない額とする
 3. 利用者は、原則村が紹介する者とする
- ※補助を利用せず、空き家バンクにご登録いただくことも可能です。

パッケージ②

村補助で空き家を除却

<内容>

村内にある危険な空家の除却等について、次の額を上限にその費用の半額を補助します。

1. 除却工事 上限150万円
2. 応急措置 上限10万円

※対象となる物件には一定の要件がありますので、事前にご相談ください。

お問合せ・申請先

西粟倉村役場総務企画課

空き家対策係

〒707-0503

岡山県英田郡西粟倉村大字影石33番地1

電話 0868-79-2111

FAX 0868-79-2125

是非、お気軽にご相談ください